



保存版

労使協定

発行：社会保険労務士法人出口事務所 TEL03-6205-5405
 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-24-16 内田ビル 3 階
 ホームページ <https://www.deguchi-office.com/>



Q&A 労使協定の作成について

労使協定とは、使用者と労働者代表（当該事業場において労働者の過半数で組織される労働組合、そのような労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者）との間で取り決められる協定をいいます。

労使協定の締結の単位

労使協定は、事業場単位で締結することになります。この場合、労使協定を締結する使用者の当事者は各事業場の責任者（支店長、工場長、営業所長など）でもかまいません。労働者側の当事者は、事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者になります。この労使間で書面により協定しなければなりません。

労使協定の周知義務

労働基準法で定められている労使協定は、周知義務が定められていますので、必ず労働者に周知しなければなりません。

	主な労使協定の種類	法律・条文	労基署への届出	有効期間の定め
1	時間外・休日労働に関する協定（36 協定）	労基法 36 条	必要	必要
2	特別条項付き時間外・休日労働に関する協定	労基法 36 条	必要	必要
3	1 年単位の変形労働時間制に関する協定	労基法 32 条の 4	必要	必要
4	1 か月単位の変形労働時間制に関する協定	労基法 32 条の 2	必要※1	必要
5	1 週間単位の変形労働時間制に関する協定	労基法 32 条の 5	必要	必要
6	フレックスタイム制に関する協定	労基法 32 条の 3	必要※2	必要
7	事業場外労働のみなし労働時間制に関する協定	労基法 38 条の 2	不要/ 必要※3	必要
8	一斉休憩の適用除外に関する協定	労基法 34 条 2 項	不要	不要
9	専門業務型裁量労働制に関する協定	労基法 38 条の 3	必要	必要
10	企画業務型裁量労働制に関する協定 →労使委員会※4 で 4/5 以上の賛成で可	労基法 38 条の 3	必要	必要
11	貯蓄金管理に関する協定 →労働者の委託によって社内預金を管理するとき	労基法 18 条 2 項	必要	不要
12	法定控除項目以外の賃金控除に関する協定 →賃金から一部控除して支払うとき	労基法 24 条 1 項	不要	不要
13	代替休暇に関する協定 →月 60 時間超の時間外労働をさせた場合の代替休暇制度を設けるとき	労基法 37 条 3 項	不要	不要
14	年次有給休暇の時間単位付与に関する協定	労基法 39 条 4 項	不要	不要
15	年次有給休暇の計画的付与に関する協定	労基法 39 条 6 項	不要	不要
16	年次有給休暇の賃金を標準報酬日額とする協定	労基法 39 条 7 項	不要	不要
17	育児休業制度の適用除外者に関する協定	育休法 6 条 1 項	不要	不要
18	介護休業制度の適用除外者に関する協定	育休法 12 条 2 項	不要	不要

※1 労使協定によらず、就業規則により定めた場合は届出不要です。

※2 清算期間が 1 か月以内のときは届出不要ですが、「1 か月を超えた清算期間」を定めた場合は必要です。

※3 事業場外労働の遂行に通常必要な時間が法定労働時間以下の場合は、届出不要です。1 日 8 時間を超えるみなし時間を協定した場合には届出が必要となります。

※4 「労使委員会」とは、事業の重要な決定が行われる事業場において、賃金、労働時間その他の当該事業場における労働条件に関する事項を調査審議し、事業主に対し当該事項について意見を述べることを目的とし、使用者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とします。